

＼笑顔で暮らす、まちの知恵袋／

こんにちは 介護班です！

毎月、高齢者の暮らしを支える情報や介護にまつわる行政情報などをわかりやすくご紹介します。 Vol.3

今月のテーマ

介護保険サービスの利用について

問福祉課介護班　☎84-1257

ご自身やご家族に介護や支援が必要だと思ったら？

●まずは相談

介護や支援が必要になったと感じたら、福祉課介護班や地域包括支援センターへご相談ください。お話を伺いながら、必要に応じて次のような支援をご案内します。

元気な生活を続けるための取り組みをご紹介

介護予防教室や通いの場など、地域で行われている介護予防の取り組みをご紹介します。

基本チェックリストで生活機能が低下していないか確認

生活機能の低下がみられたら、介護保険の認定がなくても、使えるサービスがあります。

要介護（支援）認定の申請

介護保険のサービスが必要と考えられる場合は、要介護（支援）認定の申請をご案内します。

※申請窓口は、福祉課介護班です。

●要介護（支援）認定の申請からサービス利用までの流れ

①認定調査を受けます

介護認定調査員が訪問し、心身の状態や日常生活の様子について調査します。調査結果は、主治医意見書とともにコンピュータが一次判定します。その後、介護認定審査会で審査され、介護度が判定されます。



②認定結果が届きます

要介護1～5、要支援1・2、非該当のいずれかの結果が原則として申請から30日以内に届きます。

③必要なサービス・支援の利用

介護保険サービスの利用を開始するには、ケアマネジャー等に介護サービスの計画書（ケアプラン）を作成してもらう必要があります。このため、ケアマネジャーが在籍する事業者や地域包括支援センターと契約し、計画書に基づいてサービスの利用を始めます。

「介護が必要か分からない」という段階でも、福祉課または地域包括支援センター（☎80-3339）へ、お気軽にご相談ください。

認知症高齢者等の家族交流会を開催

申問地域包括支援センター　☎80-3339

認知症の方を介護する方が、日ごろの悩みや体験などを自由に語り合える場です。

介護者の方が語り合っている間、認知症当事者の方が安心して過ごせる場所も用意しています。

介護に携わっているご家族や認知症支援に関わる方々の参加をお待ちしています。

ひとりで抱え込まず、お気軽にご参加ください。

と　き　11月19日（木）　午後2時～3時30分
ところ　地域包括支援センター　研修室（特別養護老人ホーム第二松丘園新館内）
参加費　無料
申込方法　地域包括支援センターへ電話で申込

心の健康に関わる研修会

申問山武郡市精神障害者家族会のぞみ会
☎080-3010-0357（会長　一ノ宮）
☎0475-88-3167（事務局　沼袋）

と　き　11月11日（水）　午後1時30分～3時30分
ところ　山武健康福祉センター（山武保健所）
内　容　青年期における精神疾患の関わり方について
講　師　夏苅 郁子氏（精神保健指定医、日本精神神経学会専門医）
対　象　精神障害者家族、当事者、関係機関職員、支援者、関心のある方等
定　員　70人
参加費　無料
申込方法　11月6日（金）までに電話で申込